

世田谷区誌研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、世田谷区誌研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、郷土の歴史・文化遺産を調査・研究し、広く保存活用等の普及に努め、会員相互の交流を深めるとともに、郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ精神を養い、以って郷土世田谷の発展に資することを目的とする

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土に関する資料等の探訪・調査
- (2) 郷土に関する資料等の保存及びそれに必要な普及活動
- (3) 講演会、見学会、研究会等の開催
- (4) 機関紙等印刷物の発行
- (5) 関係諸団体及び関係機関との交流
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は正会員及び賛助会員を以って構成する。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 理事 若干名
- (2) 会計監査 2名

(役員を選任)

第7条 理事並びに会計監査は正会員の中から理事会が推挙して会長がこれを委嘱する。尚、会計監査は理事を兼ねることはできない。

(役職理事)

第8条 理事の中から次の役職理事を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会 計 1名
- (4) その他の役職者 必要人数

(役職理事の選任)

第9条 会長の選任は、理事会の推挙のもと、総会の承認決議により決する。

2. 副会長、会計は理事会の推挙のもと、会長が委嘱する。
3. その他の役職者は理事会が、必要と決めた組織・役割に応じて選任する。

(会長)

第10条 会長は本会を代表し、本会の事業全般を総括すると共に、総会の議長となる。

なお、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が職務を代行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

但、再任を妨げない。

(顧問)

第12条 本会に次の顧問を置く

- (1) 顧問
- (2) 学術顧問

(顧問の選任)

第13条 歴代会長経験者と副会長経験者、並びに本会の運営に功績があったと認められる方で理事会によって推挙され、いずれも引き続き正会員として登録されている方を顧問とする。

尚、永年会長として特に本会の発展に功績があった方を顧問に替えて名誉会長とすることができる。

2. 会員・非会員を問わず歴史史料館・郷土資料館・大学などの関係者で定期的に講演会の講師或いは機関紙「せたかい」編纂に協力いただける方、又会の運営に付いて助言をいただける方にたいして会長より学術顧問を委嘱する。

(理事会)

第14条 定例理事会は毎月1回行う。

尚、会長が必要と認めたときには臨時理事会を招集することができる。

2. 理事会の議長は会長が勤める。
3. 年度末の決算理事会には会計監査報告の為に会計監査が出席する。

4. その他会長が必要と認めるときには、理事会に会計監査・顧問などに出席を求めることができる。
5. 理事会の決議は出席理事の過半数の賛成を以って決する。
尚、賛否同数の時には議長の決定により決する。

第5章 総会

(総会)

第15条 総会は毎年1回定時総会を開催し次の事項を付議する。

- (1) 定時総会は前年度事業報告・同会計報告・当年度事業計画案・同予算案を審議し決定する。
 - (2) 第9条の規定による会長の選任決議
 - (3) 会則の改訂, その他重要事項の決議
 - (4) 上記決議の他第7条により選任された役員の紹介
2. 総会決議は出席者の過半数をもって決し, 可否同数の時は議長がこれを決する。
 3. 必要に応じて理事会の決議により臨時総会を召集することができる。

第6章 会費及び会計

(会費)

第16条 本会の運営財源は会費及び寄付金とする。

- (1) 正会員 年会費 2000円
 - (2) 賛助会員 年5000円以上の賛助会費を頂いた方
 - (3) 寄付金
2. 賛助会員の特典を別に定める。

(決算期間)

第17条 本会の会計年度は, 4月1日に始まり, 3月31日をもって終わる。

第7章 雑則

(内規)

第18条 本会の運営に必要な事項は, 別途内規により定めることができる。

付則

この会則は平成24年5月7日から改訂実施する。